

高第496号  
障第601号  
令和4年8月8日

各高齢者・障がい者  
福祉サービス事業所・施設 設置者 様

岐阜県健康福祉部高齢福祉課長  
障害福祉課長

### 新型コロナウイルス感染症の入院基準の変更等について

平素より、県の福祉施策の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染が急拡大しており、病床使用率についても既に50%を超えて、なお上昇を続けるなど、医療体制がひっ迫しております。こうしたことから、8月5日、岐阜県新型コロナウイルス感染症対策調整本部において入院基準についての検討が行われ、8月6日より入院基準が変更されました。これまで入院は、中等症以上の方と症状が軽症でも基礎疾患のある方の両者を入院適応としていましたが、この変更により、65歳以上の基礎疾患をお持ちの方についても、軽症の場合には入院適応外となりましたので、お知らせいたします。

今後とも、施設において新型コロナウイルス感染症の陽性者が発生した場合の対応については、所轄の保健所の調査、検査及び入院や施設内療養等の療養先の調整にご協力いただきますようお願いいたします。

岐阜県健康福祉部高齢福祉課 事業者指導係			
係長	堀部	担当	大野
TEL	058-272-1111 内線 2600		
FAX	058-278-2639		

岐阜県健康福祉部障害福祉課 事業所指導係			
係長	若原	担当	信田
TEL	058-272-1111 内線 2686		
FAX	058-278-2643		